

# 大里用水だより

令和5年8月発行

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町2丁目44番地

大里用水土地改良区

理事長 夏目亮一

TEL(048)521-0433

FAX(048)521-0441

Email:oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp

URL:http://oosatoyousui.jp

第18号

## 改良区の概要

組合員数：5,328人

地積：田2,658ha・畑74ha



土地改良施設維持管理適正化事業 持田地区（大宮前揚水機場）

## 〔お も な 内 容〕

- 理事長あいさつ
- 通常総代会議決内容
- 令和3年度財務状況の公表
- 令和4年度事業の実施状況
- 令和5年度歳入歳出予算
- 令和5年度事業の概要
- 令和5年度賦課金等
- お知らせ

## 理事長あいさつ



夏目亮一

組合員の皆様方におかれましては、益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。また、常日頃から土地改良区の運営並びに土地改良施設の維持管理に対しまして、格別なるご理解ご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり大里用水の歴史は古く、先人が守り続けて来た農地と土地改良施設により、当地域の稲作農業は4百年以上脈々と受け継がれて来ました。しかしながら、米価の下落、組合員の高齢化、農業従事者の担い手不足、農地集積集約などによる組合員の減少など様々な問題により営農の継続が困難な農家がさらに増え続け次世代への継承が危ぶまれております。また、追い打ちをかけるように、世界情勢の不安定化に端を発した、燃料・肥料・農業資材及び電気料金の高騰は、土地改良区はもとより我々農家にとって死活問題となっております。

このような困難な状況から抜け出すためのひとつの方法として、スマート農業の導入にあると考えております。用水路の堀さらいや草刈り払いには、多くの人手が必要なうえ重労働であります。また、揚水機場等の運転管理は、熟練者でなければできない操作も多く、人手の確保及び労力軽減並びに人材育成が課題となっております。しかしながら、我が国の少子高齢化の進行や農業情勢からみても、組合員の高齢化及び減少は、もはや避けてとおることが困難であり、現状のままの管理体制では施設を良好に維持できないことが懸念されます。そこで、最新のロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用した、管理省力化の実現にむけて情報収集・検討を行う必要があると考えております。例えば、草刈り払い作業を単に土木業者へ委託すれば当然ながら維持管理費は膨らむ一方となりますので、遠隔操作刈払機やドローンを用いた除草剤散布など、少人数作業の継続的实施に向けて使えそうな機械があれば試験導入の検討を考えております。また、パイプラインへの自動給水栓を導入することで計画的輪番給水の実現により、水管理効率の向上を図ることで上昇し続ける経費をある程度抑制することが可能であると考えております。いずれにしましても、土地改良区として組合員の労力・費用負担の軽減を図ることが最も重要であり、そのためにどんな取組を行えば良いのか皆様と考えて行ければと思っております。

次に重要となりますのが、土地改良事業の計画的な推進のために必要な関連予算を安定的に確保することです。本年におきましても「闘う土地改良」を旗印に全国の土地改良団体関係者が一致団結し国に対して要請活動を行いました。この要請には、農業水利施設の更新・長寿命化及び防災減災対策はもとより、先進技術を活用した施設管理の省力化などの取組及び土地改良区の運営基盤強化に対する支援の推進が含まれており、組合員の負担が少しでも軽減し土地改良施設を良好な状態で子や孫世代に繋いでいくためにも、関係機関・団体と一体となって我々農家の声を国に届けるべく、「闘い」続けて行く所存でございます。

終わりになりますが、当土地改良区の運営は、非常に厳しい現状ではでございますが、組合員の負担に応えるべく役職員一丸となって邁進したいと考えておりますので、ひきつづき皆様方の更なるご支援ご鞭撻をお願い申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。

## 通常総代会開催

第17回通常総代会が、令和5年3月17日熊谷文化創造館さくらめいとにおいて開催されました。来賓に埼玉県大里農林振興センター副所長 長島敦氏を迎え、議長には、関根正男氏を選出して9議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した9議案は次のとおりです。

### 提出議案

- 第1号 令和3年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録について
- 第2号 令和4年度土地改良事業の実施について
- 第3号 令和4年度一般会計収支補正予算について
- 第4号 令和5年度経費の賦課及び徴収方法等について
- 第5号 令和5年度事業計画について
- 第6号 令和5年度長期借入金について
- 第7号 令和5年度一般会計収支予算について
- 第8号 令和5年度歳計現金・積立金の預入先について
- 第9号 過年度賦課金の不納欠損処分について

### 通常総代会の様子



## 令和3年度財務状況の公表

## ● 令和3年度歳入歳出決算

## 一般会計

単位(円)

歳入		歳出	
科目	決算額	科目	決算額
1 組合費	74,235,237	1 事務費	61,141,035
2 使用料	34,854,610	2 維持管理費	43,496,173
3 補助金	48,682,000	3 事業費	93,126,548
4 負担金	5,337,199	4 選挙費	47,959
5 交付金	4,450,400	5 負担金	16,611,338
6 雑収入	6,549,013	6 補助金	10,985,183
7 借入金	14,700,000	7 過年度支出	21,690
8 繰入金	54,010,971	8 諸支出金	2,457,609
9 繰越金	31,283,904	9 償還金	685,197
		10 繰出金	4,733,000
		11 委託費	0
		12 予備費	0
合計	274,103,334	合計	233,305,732

歳入歳出差引残金 40,797,602円 翌年度へ繰越

## 特別会計

単位(円)

項目	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越額
農地転用決済金積立金	450,187,902	21,200,971	428,986,931
財政調整積立金	324,331,030	32,810,000	291,521,030
役員総代退任功労金積立金	3,400,368	440,333	2,960,035
職員退職手当積立金	48,287,461	0	48,287,461
合計	826,206,761	54,451,304	771,755,457

## ● 財産の状況

単位(円)

資産	967,419,540	流動資産等
負債	795,804,972	農地転用決済金積立金等

## ● 賦課金の納入状況

単位(円)

科目	予算額	調定額	納入額	未納額
経常賦課金	76,370,000	76,290,373	74,235,237	2,055,136

令和 4 年度 事業 の 実施 状況

1 県費単独土地改良事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
津 田 新 田	用 水 路	U型水路 H700×B700 L=79.3m	6,000,000
福 川 右 岸	揚 水 機 場	柱上高圧気中負荷開閉器 7.2Kv 300A N=3機場(奈良第1・3・中条第4)	14,000,000
持 田	用 水 路	A型柵渠 H1500×B2500 L=63.7m	20,000,000

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われました。

津田新田地区

改修前



改修後



福川右岸地区

改修前



改修後



2 土地改良施設維持管理適正化事業

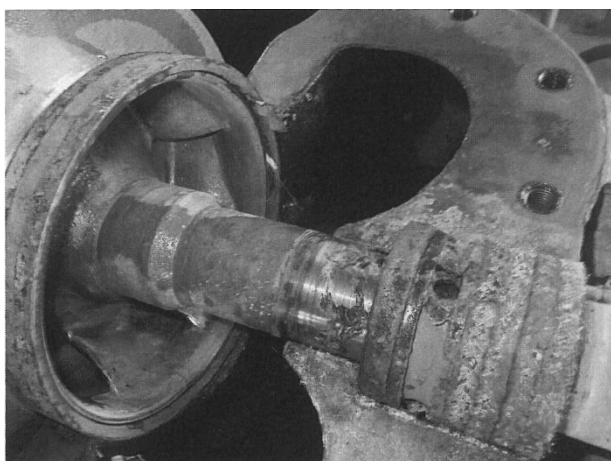
単位(円)

地区名	工種	事業内容	事業費
下忍	樋水門	ワイヤーロープ 電動巻上式自動起伏ゲート整備補修 H1000×W2000 1門 巻上機及び制御盤交換1式	13,904,000
下奈良	揚水機場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 φ250×30kw 2台 補機類の交換 1式	8,008,000
奈良新田	揚水機場	水中ポンプモーター整備補修 φ200×22kw 1台 井戸内清掃及び揚水管・制御盤等の交換 1式	7,425,000
原島	揚水機場	水中ポンプモーター整備補修 φ200×22kw 1台 配管等塗装及び揚水管・制御盤等の交換 1式	6,930,000
御正新田	揚水機場	水中ポンプモーター整備補修 φ200×15kw 1台 揚水管改修及び制御盤等の交換 1式	3,366,000
持田	揚水機場	横軸片吸込渦巻斜流ポンプ・モーター整備補修 φ350×11kw 1台 補機類の交換 1式	6,402,000

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われました。

下奈良地区

改修前



改修後



奈良新田地区

改修前



改修後



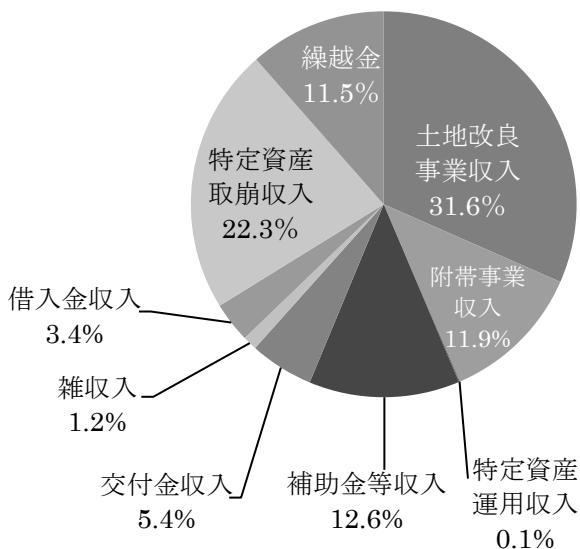
令和 5 年 度 歳 入 歳 出 予 算

一 般 会 計

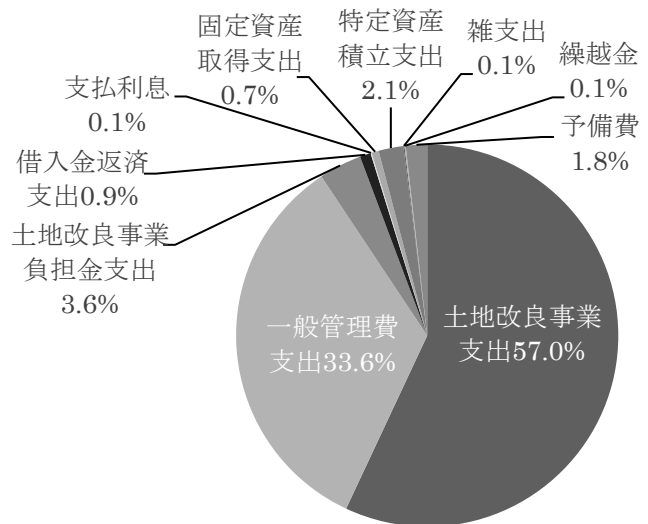
単位 (円)

歳 入		歳 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
1 土地改良事業収入	87,839,000	1 土地改良事業費支出	158,334,000
2 附帯事業収入	33,183,000	2 一般管理費支出	93,592,000
3 特定資産運用収入	1,000	3 土地改良事業負担金支出	10,080,000
4 補助金等収入	35,172,000	4 借入金返済支出	2,551,000
5 交付金収入	14,880,000	5 支払利息	220,000
6 雑収入	3,305,000	6 固定資産取得支出	1,920,000
7 借入金収入	9,400,000	7 特定資産積立支出	6,002,000
8 特定資産取崩収入	62,056,000	8 雑支出	100,000
9 繰越金	31,964,000	9 繰越金	1,000
		10 予備費	5,000,000
合 計	277,800,000	合 計	277,800,000

一般会計収入割合



一般会計支出割合



土地改良法改正に伴い、令和 4 年度より新しい科目で予算を作成しております

令和5年度事業の概要
------------

令和5年度は、次の事業を実施する予定です。

### 1 県費単独土地改良事業

地区名	工種	事業内容	備考
中奈良1	用水路	U型水路 H400×B400 L=240m	
玉井	用水路	U型水路 H500×B500 L=280m	
屈戸	用水路	U型水路 H600×B600 L=175m	
中奈良2	用水路	U型水路 H400×B400 L=200m	

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

### 2 土地改良区単独事業

地区名	工種	事業内容	備考
持田	揚水機場	自吸式渦巻ポンプ φ150×11Kw 1台	早期

※ 市から補助金をうけて事業が行われます。

### 3 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	地区名	工種	事業内容	備考
石橋揚水機場	三ヶ尻 (石橋)	揚水機場	横軸両吸込渦巻モーターポンプのオーバーホール φ250×37Kw 2台 補機類及び制御盤内部品交換・配管等塗装 1式	第43期生 平成31年度加入
宮島揚水機場	三ヶ尻 (宮島)	揚水機場	電動仕切弁・スイング式逆止弁の交換 φ250 各2台 計4台	第43期生 平成31年度加入
新1号支線取水門	三ヶ尻 (東・北部)	樋水門	制水門及び開閉機の交換 H1000×W1100 1門	第43期生 平成31年度加入
京田堰	行田市 下忍	樋水門	取水堰の塗装及び開閉機内の部品交換 H2200×W6000 1門	第43期生 平成31年度加入

※ 国と県、市から補助金をうけて事業が行われます。



<b>令 和 5 年 度 賦 課 金 等</b>
--------------------------

**1 賦課金**

賦課金は、組合員に対し定款の定めるところにより、当改良区が管理する水路等の土地改良施設の維持管理に必要な財源に充てる目的として毎年 4 月 1 日を基準に賦課される費用です。

なお、休耕、転作等を実施している農地についても、通常どおり賦課されますので、あらかじめご承知願います。

地 区 名		107-㎡当たり単価(円)	備 考
第 1 区	奈 良 堰	全 区 域	2,700
		畑 地 灌 漑	1,000
	玉 井 堰	全 区 域	2,700
第 2 区	大 麻 生 堰	全 区 域	2,700
		成 田 堰	全 区 域
	荒 川 左 岸	用排水区域	3,590
		用排水区域(旧県営荒中事業受益外)	3,040
		用 水 区 域	2,700
		畑排水区域	2,930
	畑排水区域(旧県営荒中事業受益外)	2,380	
第 3 区	御 正 堰	全 区 域	2,700
	吉 見 堰	全 区 域	2,700

また、賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください。詳細は下記のとおりとなっています。

## (1) 取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・さいたま農業協同組合

## (2) 申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印(届出印)し、本人が金融機関で口座の確認(照合)の上、上記農業協同組合に提出してください。なお、貯金口座振替依頼書は、当改良区事務所にあります。

## (3) その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や引落口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になります。

<b>ご 注 意 下 さ い !</b>
----------------------

◆口座振替をご利用の方は、納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。

◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため領収書の発行はしておりません。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。

### 組合員資格の交替があったとき

相続や売買等によって農地の所有権を移転したとき、又は、組合員資格の交替（耕作者変更等）があったときは、資格を取得した方と喪失した方とが連名で届出るよう土地改良法で定められています。届出には当改良区の**組合員資格得喪通知書**を使用してください。なお、この届出がない場合、**賦課金は従前の組合員（耕作者又は土地所有者）に賦課されます。また、農業委員会への届出や所有権移転登記を行っても当改良区の組合員は変更されませんので、ご注意ください。**

土地改良法第 4 3 条(組合員の資格得喪の通知義務) 抜粋

「土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない」

なお、組合員資格得喪通知書はホームページよりダウンロードすることもできます。

### よくあるお問い合わせ

Q 親族等から農地を相続しました。相続の手続が終わってないのですが、どうしたらよいですか？

A 土地改良法に基づき**組合員資格得喪通知書**の提出が必要となります。相続手続とは異なり、ご家族等で相談していただき、相続人代表者・予定者または農地管理者等を決めていただき手続きください。

Q 農地を耕作者に貸しました。賦課金は所有者か耕作者のどちらが納入しなければなりませんか？

A 貸し手と借り手の当事者間で決めていただく必要があります。双方合意に至りましたら、**組合員資格得喪通知書**を提出ください。組合員が賦課金の納入者となります。

Q 稲を作付けしてなかったり、耕作を放棄して用水を使用していません。賦課金は掛かりますか？

A 賦課金は、土地改良法、定款に基づき施設の維持管理に必要な財源に充てるために組合員皆様からご負担いただいております。用水利用の有無で賦課金額が変わることはありません。

## 2 農地転用決済金

**市街化調整区域**の農地を転用する場合は、農地転用等の通知及び地区除外申請書を提出してください。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。

**市街化区域**の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

**公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地**についても転用決済金の納付が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続きくださいようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法第 4 2 条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

農 地 転 用 の 理 由	単 価
専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用、田から畑に地目変更する場合	1 m <sup>2</sup> につき 125 円

### 3 水路等管理施設使用料

用水路は稲の育成に欠かせない農業用水を水田に供給する施設ですが、下水道未整備地域では、止むを得ず排水放流を承認しているのが現状です。このため、生活排水を用水路等に放流等行う場合は、当改良区に施設使用承認申請を提出してください。内容を審査した上で、承認書を発行します。その際、使用料を納入していただきます。この費用は施設維持補修費や改修費用の一部に充てられ、通水の安定と地域環境の向上に役立っています。

種 別	単 位	使用料 (税抜き)	備 考	
汚水等の放流	家庭雑排水	1世帯・一時金	90,000円	・原則として、合併処理浄化槽のみ承認
	し尿浄化槽	合併	15,000円	
		単独	30,000円	
工作物設置	橋 梁	1㎡・一時金	15,000円	
諸 管 埋 設	外径 10 cm 以下	1m・一時金	10,000円	

また、施設使用料については口座振替を行っておりません。送付された納入通知書により指定金融機関の窓口にて納入くださるようお願いいたします。

#### 水路の草刈り工事



作業前



作業後

#### 水路の補修工事



作業前



作業後

### 4 事務手数料

農地転用に伴う意見書・施設使用承認書・各種証明書等の手数料は1件につき2,000円(税抜き)です。

施設使用料及び事務手数料については、別途消費税が加算されます。

# お 知 ら せ

## 土地改良区に女性理事登用を進めます

令和 2 年 1 2 月に閣議決定されました「第 5 次男女共同参画基本計画」により、2025 年度中（令和 7 年度）までに、「女性理事が登用されていない土地改良区をゼロ」「理事に占める女性の割合を 10%以上」とする成果目標が、全国すべての土地改良区を対象に位置づけられましたが、昨年  
の新聞報道によりますと 58 職種の中で土地改良区が最低の目標達成率である非常に厳しい実態が浮き彫りとなりました。

当改良区においても関係機関の指導に基づき女性理事登用に向けた検討を始め、現職理事の任期満了に伴う改選に併せて、新たに女性理事 1 名を就任させる行動計画を樹立し、今後、役割等の詳細な検討を行うと共に土地改良区における男女共同参画の更なる推進に努めて参ります。

## 取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。



各申請書は、当改良区事務所に用意してあります。また、ホームページよりダウンロードすることもできます。ご不明な点がございましたら大里用土地改良区までご連絡下さい。

TEL : 048-521-0433      ホームページ URL : <http://oosatoyousui.jp>

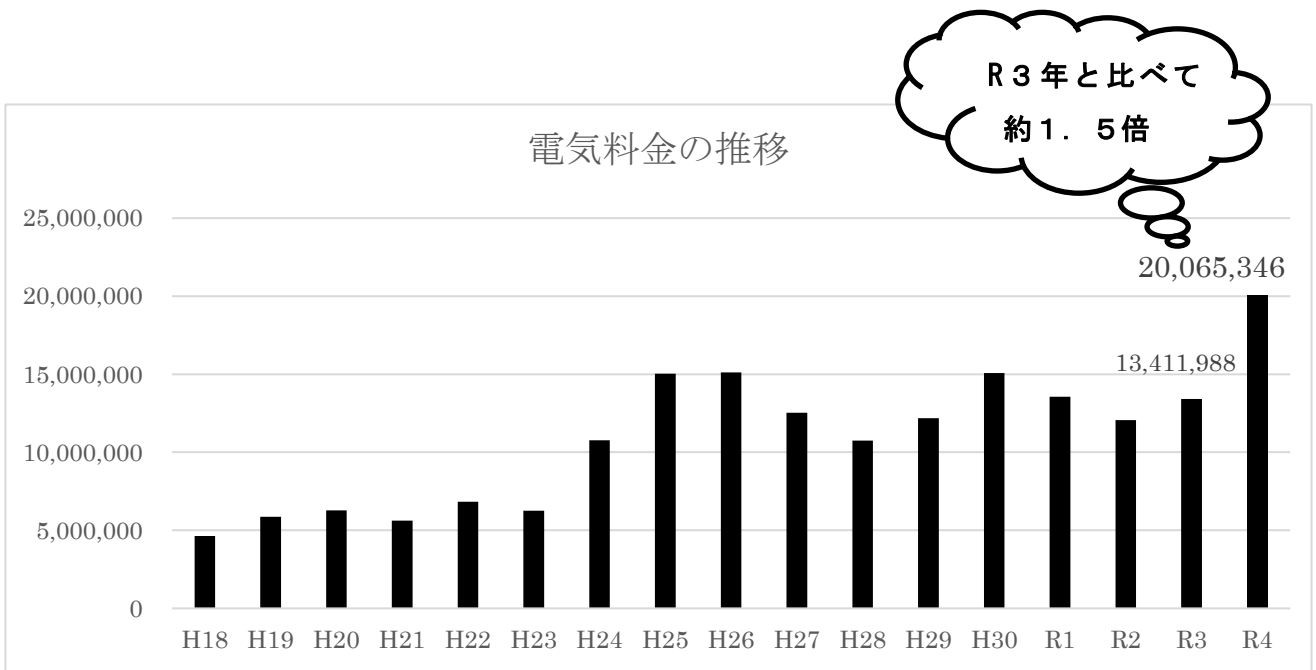
## 節水と節電へのお願い

世界情勢の不安定化を背景とする原油価格等の上昇による電気料金等の高騰は、当改良区の財政を圧迫しこのまま状態が継続されますと、皆様に負担増をお願いせざるを得ない状況となることを大変危惧しております。

このような状況をご理解いただくとともに、今まで通りの取水管理を見直ししていただき、更なる節水節電対策の強化につきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 主な節水節電のチェックポイント

- 1 用水口・給水栓及び排水口を開けたまま「かけ流し」していませんか？  
**かけ流しは厳禁**です。個々の用水口・給水栓の**適正管理**をお願いいたします。
- 2 パイプライン区域で複数の給水栓が開いたままになっていませんか？また、用水路の上流区域で用水口が数多く開いたままになっていませんか？  
 代かき期や出穂期等の**水使いが集中する時期**、**異常高温と無降水日数が長く続く時等**は、下流区域や水掛かりの悪い水田では、**著しい用水不足が発生**します。限りある農業用水を譲り合いっていただき、**用水不足地域に配慮した水使用**をお願いいたします。
- 3 降雨時や夜間、間断かん水時にポンプ運転停止、また、用水口を閉めていますか？  
 水稻の生育に支障を来さない**時期には、ポンプ運転及び用水口・給水栓の、こまめな停止・開閉操作**をお願いいたします。
- 4 決められたポンプ運転管理者の配置、又は、地域の申し合せに従った運転操作を行っていますか？  
**運転日時等の情報共有を密に行い効率的な管理による運転時間の短縮**をお願いいたします。

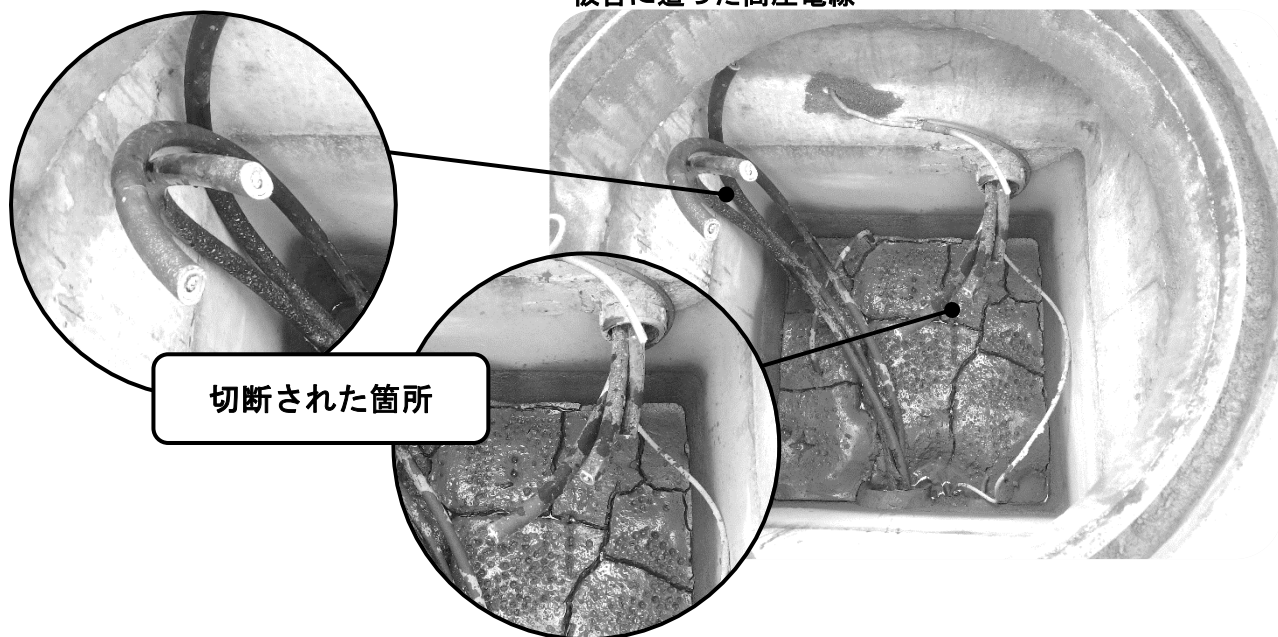


## △盗難にご注意ください△

本年3月29日、熊谷市三ヶ尻地内他（計3箇所）において、何者かが揚水機場敷地内に無断で侵入し、高圧電線が格納されているマンホールの蓋を開け電線を切断して盗む窃盗事件が発生したため警察に被害届を提出しました。

今般の鉄等の買い取り価格高騰による転売目的の犯行と思われ、引き続き警戒を要する状況にあると考えております。

被害に遭った高圧電線



切断された箇所

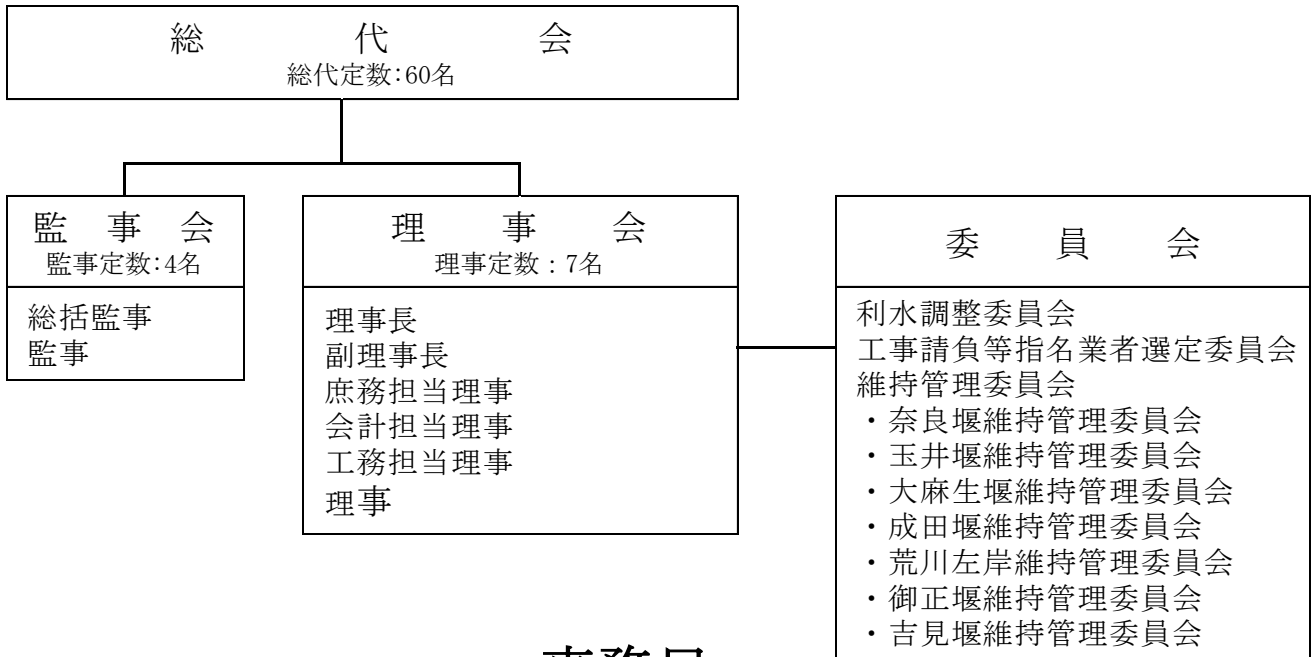
なお、復旧工事はすでに終わっており、再発防止対策として重量物であるコンクリート二次製品でマンホール蓋を覆うことで、容易に盗み出せない現状へと変更しました。

組合員の皆様におかれましては、合金製給水栓や鋼製蓋、農耕機械、農作物等の盗難被害には十分ご注意ください。なお、不審車両等を目撃された場合は車両のナンバーをひかえる等、緊急な場合は直ちに警察に通報（110番）ください。また、土地改良施設の盗難を発見した時は当改良区にご連絡ください。

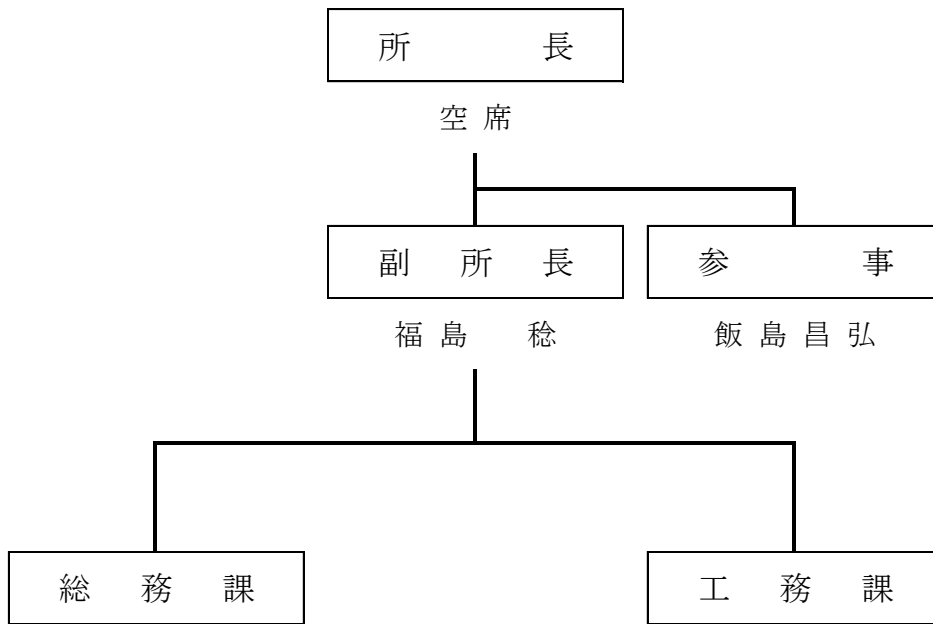
### 再発防止対策



# 土地改良区組織



## 事務局



課 長 岡田由美

副課長 山田 愛

主 任 茂木悠輔

事務員 中村貴穂  
※令和5年4月1日付新規採用

課 長 牛山浩樹

技術員 高野 僚  
※令和5年4月1日付新規採用

## 農業用水の取水について

組合員の皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

- ◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、**毎年6月16日**からとなっておりますのでご協力をお願いいたします。

### ◎ 取水量表

期間 区分	5月11日から 6月15日まで	6月16日から 6月25日まで	6月26日から 9月25日まで	9月26日から 5月10日まで
最大取水量	4.591m <sup>3</sup> /s	16.875m <sup>3</sup> /s	13.297m <sup>3</sup> /s	1.552m <sup>3</sup> /s
年間総取水量	129,357千m <sup>3</sup>			

- ※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。  
年間総取水量は、六堰頭首工より1年間に取水できる総量です。  
取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

